

特定非営利活動法人福島県防災士会 会員規定

(目 的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人福島県防災士会（以下「本会」という）の会員が、本会の運営および諸事業に対し有する権利および義務について定めたものである。

(性 格)

第2条 会員は、本会の定款に定められた目的と事業内容をよく理解し、財政面での支えとなるとともに、安全で安心な社会の実現に寄与するものとする。

2 福島県内に在住または勤務し、本会の趣旨・目的に賛同するものとする。

(会員の種類)

第3条 会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、正会員は防災士の資格を有しているものとする。なお、本部である日本防災士会の正会員でないものについては、本部の正会員として入会するように促す。

2 賛助会員については特定の知識・技能・経験は問わない。

(会 費)

第4条 定款第8条に基づき、会費は次の通りとする。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 入会金 | 0 円 |
| (2) 正会員 | 3,000 円 |
| (3) 賛助会員（個人） | 2,000 円 |
| (4) 賛助会員（法人・団体） | 1 口 3,000 円（1 口以上） |

(会費の納入)

第5条 会費は、毎年当該年度の会費を年度当初までに納入するものとする。ただし、年度中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとする。

2 会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。ただし、毎年1月1日以降3月31日までに入会したものは、会費は翌年度から徴収の開始とする。

3 納入された会費は返還しない。

4 同時に複数年分の会費を納入することは認めない。

(役 割)

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守に努めなければならない。

- (1) 正会員は、総会へ出席

(2) 事業活動への参加および支援

- 2 会員は、本会が定める会員の倫理規定を遵守しなければならない。
- 3 会員は、各規定に記載のない活動を行う際は、各理事と相談し、理事長の判断を得ること。または、必要に応じて理事会で審議する。

(特 典)

第7条 会員は、この本会が発行する会報、資料、情報等の優先的配布を受けることができる。

- 2 会員は、本会が開催する行事、訓練等に優先的に参加することができる。
- 3 会員は、本会の頒布品を会員価格で購入することができる。

(規定の変更)

第8条 この規定は、理事会の決議によって運用に係る内容を変更することができる。変更した場合は、理事長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

- 2 この規定の変更に際して、定款に係る内容の変更は、総会の決議を得なければならない。

(実 施)

第9条 この規定は、平成29年6月11日より実施する。

改定：平成30年3月17日 施行：平成30年4月1日より

平成30年3月17日 特定非営利活動法人福島県防災士会理事会議決